



西郷吉之助建白書

3948



114
A 83



天正十一年四月
大隈侯爵郵寄

- 一 官負 小中並次舟ハ百分の通る寫る分一内所檢之素
- 一 上下及矢一且掃傷強涉傳撰有一友及之可成史
可成を賦一易發を貴上
- 一 皇國の國体ハ以通り目的ハ以通りと 奉朝中古
以上の体と居雲西洋乃各國より普く斟酌一宜
み抜の大体を以て
- 一 制度に個礼節刑典を定ふ事 府藩縣とも同奉終
斟酌ノ制を改むるを禁む事 軍制も亦然り
- 一 海陸軍制兵数を定ふ事

西洋各国を斟酌し本朝之兵制を定むるに最
 一十年の久しき一國力の堪ふべき以て制を立
 至一方今之形勢海陸軍を以保護するに何
 さまハ 皇國維持しむるに先最第一乃要件を
 力を量り戦を量り以目前之情通を欲し兵制之兵制
 之儀久しきに傳ふ分のいあり故に國力疲弊終
 支やかたし次ぎかにいん故に堪ふれを以兵制を
 立一年の一年より強大に取れしを以て
 一西征大作用後急輕重施す所の次第を普く局に
 保衛し撤す一書之改を以て出 漸堂におて

懇誠評定し一紙の書洞一定し掃及し是業人の
 代謝何をも動かすも一書之法を立し
 世の活物も此の流の次第乃次第一と通し以て
 以上は前後の編載と認る事多し一大紀綱
 古之ありし小節目の小節目の適し取捨しるも可あり
 言語用き而改を考ふるに勿論の事あり我の定
 利目的ありし一取捨方法を考ふるに首尾措乱成功あり
 一會斗の出入之大体制を定むる事
 會斗の經倫之一業願へしきかゝる要樞に以治定と

されハ美事尾解凡固より會斗之大計一年
の金計り出るををわ外至他か一歳入租稅
をえと一石之十多を以沖日之法入費治事初
海陸軍の用途として各配をしてを定むを初
過せしむべし凡わ制を定一と一を生産を固き監
時非常之用途を備わる事有る一と一を法之
令に施す日本中を流布せり之を要ふ法を以て
世を以て上下は固に終るべきのてす早く運轉
し給く法之害を去り救ふ之を租稅の法を改定
して一年の入を以法費を以て蓄積乃道之罪

常より由は在産を固き高社を以て外に交易の法を
定高推我の師を以て制を施す事之を僕嘗て
輕及會斗局員外善事乃令を奉一と一を我倫
百半は長き以て費せむ
上等と條互及沖艦と一應儀懸論一千年後の
制を定む一國体目的要領之体一と一古初を以てす
と一と法を以て古の弊を去り法を以て一と一を
時勢に任し不登の向ふべし以て法を以て一と一を
然終忽と一と一を
一 朝廷を以て一と一所謂空名を以て一と一を治るべしと一と一

動もなき法藩兵威を以て先勅一節を古
之期より尾大を振らば古今の大害あり故に法藩
強大くあり精兵を多し余人を其家属たり

朝廷ニ執せしめ永く 朝廷乃名籍を連子禁
法乃兵を以て若く是し去り多しは兵を以て率に
之て征伐せしむ

一 友貞中法藩も果を定め各古を任して身
を職を奉守し他より動搖せざるべし
情を通し前後を以て目前之事に我職を起し
他及を侵せざる者務あり

一 政推一途に出さるるを主新強紀を法事貫
徹せし故に廟堂と政推一途に 兼政乃人々常
剛下居候し一も成大礼要事ありは政府
之をさふべし

一 奉職四年 制を改し永くを職に任せし
一 制も一理有ととも 兼制乃法令を古
道より兼國共あり 制を字の時を概とせざる
似たり法を確然と 之を人作りては法制依
時を改し 按せしす 漢世久し
之をすは惟久候し 制を定め考保殿 宗の法を

没事 理涉の道ぞまへ
 一官より身をとりすづきをとりまへさふとの条目を
 要政 執政之人よりよくに解をへて 政変 元律を
 骨典 案等乃権ハより持し少くも失墜を
 米價 金銀法色市傷且高等の類は概と
 下に 便せ禁制をさへす世及上よりいふに
 民害 となし或は権衡を作る者之制し米金
 法或は 部會之福續し 政通の道し其極よ
 大 体目と便さへし 乞古今の定法よりまへ

一 余令を極くまへ
 漢の 家令令と虚文 浮飾の事 亦以る令の
 必を 棄す 命をす上令し 下以るさるる 憂は
 と 古人の戒をり 法令の以られざる 時を何ぞいせ 世に
 持せんや 時勢を牽し 人情を以て 弊なく 害なく
 以し へきとえり 令を棄せん 一度棄し せむか令
 以下 ぬ何れ 抑佛 購をさるとも 牙を以て 法を守り 勤
 拙 畏倫 せしむす
 一 忠孝 仁義 教化の道 ありしを なく 政事 乃 大 体
 大 事と 體り せしむる 法を以て 古制 を 守る

何事をもす高執申韓の如き苛削の法を以て
とて言ひあつても全俸法は少人の為に留くと有り
人を罷り陪と云はれり禁と云ふ右傍の具をまじ
忠孝に志の道より聖人の説きし故に少人
の情を以て而人の偏重と場中ふ所を以て法を
設きて法を以て履は令くを以てす
用隣に兼世上一般十二七八八少人あり故に少人の情
を察し人情の傷る所を以て法を設きて之を以て
君の情を以て我の情を以て少人の情を

- 一 及事は施せしむ極あり有る
- 一 朝廷より府藩縣を以て制令一統に出て前後一貫
二場ありて各極を以て出さるる下疑惑生し
人公あはれの日あり
- 一 美族家のも一格を設きて朝宣四位以上の籍を以
て出さるるを以て生傷を因縁に弊害を生ずる
- 一 あり
- 一 上より府藩縣一視同仁を同一法を以て治め
を以てす
- 一 外に交際ハ方今の多勢を以てを以てす眼前乃

一 要案あり早く自主獨裁の體を定め約定
 一 履約一事をりしむ信義を認り礼節を失ふ
 一 越えす 彼我を要し其威を以て約定外の事を
 施す時の案理名の事し少くも動搖を懼む
 一 一す 善戰の一字を志せ極ちて彼之後を以て
 因循為且隣り國本おさざるのみ却る和條破る
 一 逆又彼を制さず交戦の事し一故道に以て斃る
 一 あり貴感あるもの定む
 一 攻を勢有て懈り守る者一卒於攻戦の體を
 居る治亂之政治一途を歸し海陸軍を以て國家を

護一 遂に攻守を權我ニ歸さる外に目的を立す
 一 乞廟堂上の標準に觀せたるす力をなす守る守
 一 守る守る一とありありす
 一 同國乃道は早く立を事あると外國の盛大を
 一 養み賊力を宵す漫々事を極しあり終て本體
 一 之疲し一立りへさるりしむんは惟茲氣は氣
 一 の大業は道作の教而廢止し根本を固くし兵解
 一 一を完実たる道を勤む
 一 政ハ正之人正し一とさふを正し一國民各を正し得じ
 一 一むるをりし尋常の中事あり要路執政の人

公平を懐き以て人々施す一事乃作保用也
人の多きを以て一時の愉快を好むを戒む
一世の人心を教へて流通を貴む大徳を設け
邑一を以て制を分ちて之を要領の如く
必すもすへるを唯要領の如く
の凡そ制を分ちて之を要領の如く

一 郡縣封建の制を又議論を以て一方今郡縣の
形勢を觀るに郡縣の制は長く以て其
弊害も亦多し其を改むるに
一 郡縣の制を改むる

一 百年成功を以て爲す西漢一郡皆久しき
傷ありて其を以て十年の如く百年の如く
其身にあらずれば其の待ち必ず其事
要す今日の盛を以て其の衰を以て其の
朝の性も亦多し必く其の傷ありて其の
あり事の方あるに其の成る事遅し
傷ありて其の衰を以て其の成る事遅し
一 詔侯着同其要件
右之外措置多しありと之を以て其の
一 彼令其を以て其の時機を以て其の

何れ先まの方かた俸ほうと倫りんをあるのの高たか波なみのの下したにに可べ下した
童子どうしにに此こゝのの事ことをを記しす

以上

右
岩倉公ノ命ニ應シテ西郷吉之助建言

中洲賀
平島
白
虎



西本
中須賀
市屋